

軽井沢スキーバス事故 再発防止に向けての安全対策について

公益社団法人 日本バス協会

令和7年11月10日

1. 安全運行確保への取り組み

①貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査基準厳格化

来年1月で軽井沢スキーバス事故から10年を迎えることから、貸切バスの更なる安全対策の強化が求められております。そこで、「貸切バス事業者安全評価認定制度」においても、2025年度申請分より、審査基準を大幅に厳格化するなど、貸切バスの安全性向上に向けて日本バス協会会員会社が一丸となって、様々な取り組みを強化してまいりました。

当認定制度は、貸切バスをより一層、安心・信頼してご用いただくため、本年度申請より審査基準を厳格化し、更なる安全性向上を推進いたしました。

◆新基準の主な変更点

- 運行管理などについて審査基準の厳格化
- 健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組への評価
- 規則等改正への対応
- 評価認定マークの変更及び最高評価を三ツ星から五ツ星にするなど認定種別の変更



新「SAFETY BUS」マーク

②運行管理の強化、IT化の推進

- 貸切バスにおける点呼の動画保存による点呼の強化
- アルコール検査の画像保存による確実な飲酒運転防止
- デジタルタコグラフの搭載など運行管理のIT化、等の着実な実施

③定期的な運賃改定による安全コストの確保

当協会から国への継続的な要望活動の結果、本年9月26日に新たな貸切バス運賃が公示された。この貸切バス新運賃を適正に収受することを徹底し、運転者の待遇改善・人材確保と、安全機器の導入促進を図るなど、バスの安全全般への投資を推進していく。

④適正化事業を端緒とした国への通報強化

貸切バスの適正化事業については、国からの委託を受け、主に地方バス協会等が巡回指導を実施している。

過去の貸切バス適正化については、単なる巡回指導に近いものであったが、制度を変更して安全への取り組みが不十分なバス事業者について運輸局に通報する基準を厳格化し、国との連携を行っている。

2. 国に対する要望事項

①国による厳格な監査の実施

悪質事業者の排除をできるのは国だけである。運行管理が形式的で十分にできていない事業者など、安全への取り組みが不十分な悪質事業者は排除すべき。

また、適正化については、地方運輸局等と貸切バス適正化機関との連携を更に強化し、悪質事業者に対しては抜き打ちで監査に入るなど、実効性のある制度としていただきたい。

②記録改ざん防止のためITを活用

法令改正により義務化された、運行管理におけるIT機器の使用について、監査等に有効活用するとともに、悪質事業者による記録改ざんなどの行為を防止するため、より一層の運行管理IT化を進めるべきである。

③定期的な公示運賃見直し

貸切バスにおいては、引き続き極めて厳しい運転士不足の状態にある。

運転士不足による無理な運行を防止するためには、運転士の待遇改善による運転士確保を行うことが必須であり、加えて、継続的な安全に対する投資も必要であるため、公示運賃については定期的な見直しが必要である。

また、過大な取扱手数料やダンピングなどにより、バスの安全コストが阻害されることの無いよう、対策を徹底していただきたい。